

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)

第四十四条の二 居住者が第九十五条第一項から第三項まで(外国税額控除)の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年においてこれらの規定による控除をされべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分における同条の規定による外国税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

(家事関連費等の必要経費不算入等)

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 五 省 略

六 罰金及び科料(通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものを含む。)並びに過料

七 八 省 略

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金(外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するものを含む。)

十 十一 省 略

2・3 省 略

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)

第四十四条の二 居住者が第九十五条第一項から第三項まで(外国税額控除)の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年においてこれらの規定による控除をされべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分における同条の規定による外国税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

(家事関連費等の必要経費不算入等)

第四十五条 同 上

一 五 同 上

六 罰金及び科料(通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は科料に相当するものを含む。)並びに過料

七 八 同 上

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

十 十一 同 上

2・3 同 上

(所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入)

第四十六条 居住者が第九十五条第一項(外国税額控除)に規定する控除対象外国所得税の額につき同条又は第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国所得税の額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

(外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第四項において同じ。)

(を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「控除限度額」という。)を限度として、その外国所得税の額(居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国所得税の額、居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この条において「控除対象外国所得税の額」という。)をその年分の所得税の額から控除する。

2 居住者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年(以下この条において「前三年以内の各年」という。)の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この条において「繰越控除限度額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額から控除する。

3 居住者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この条において「繰越控除対象外国所得税額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において納

(所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入)

第四十六条 居住者が第九十五条第一項(外国税額控除)に規定する外国所得税の額につき同条又は第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)の規定の適用を受ける場合には、当該外国所得税の額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

(外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)

(を納付することとなる場合(居住者が通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国所得税を納付することとなる場合を除く。))には、第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「控除限度額」という。)を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する。

2 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年(以下この条において「前三年以内の各年」という。)の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この条において「繰越控除限度額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額から控除する。

3 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなった外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この条において「繰越外国所得税額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において納付することとなる外国所得

付することとなる控除対象外国所得税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国所得税額をその年分の所得税の額から控除する。

4 居住者が納付することとなった外国所得税の額につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなった日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、控除対象外国所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年について当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を添付した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の確定申告書に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

7 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は前項に規定する控除限度額若しくは控除対象外国所得税の額の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があるとき、その記載又は書類の添付がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

8・9 省略

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 五 省略

六 国内において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で

税の額を控除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税の額から控除する。

4 居住者が納付することとなった外国所得税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなった日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、外国所得税を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年について当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった外国所得税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除限度額又は繰越外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を添付した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の確定申告書に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

7 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は前項に規定する控除限度額若しくは外国所得税の額の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があるとき、その記載又は書類の添付がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

8・9 同上

(国内源泉所得)

第六十一条 同上

一 五 同上

六 国内において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で

当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻案件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

七、十二 省略

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）

第二百二十四条の三 省略

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含む。）をいう。

一、四 省略

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（第四項において「株式等証券投資信託」という。）の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益権

六 省略

3 第一項の規定は、国内において第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる部分を除く。）及び政令で定める金銭（以下この項において「金銭等」という。）の交付を受ける者並びに当該金銭等の交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、国内において株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。以下この条において「償還金等」という。）の交付を受ける者及び当該償還金等の交付をする者について準用する。この場合において、同項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第四項に規定する償還金等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の

当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除く。）

七、十二 同上

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）

第二百二十四条の三 同上

2 同上

一、四 同上

五 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権

六 同上

3 第一項の規定は、国内において第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる部分を除く。）及び政令で定める金銭（以下この条において「金銭等」という。）の交付を受ける者並びに当該金銭等の交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該償還金等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一・二 省 略

三 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条（定義）に規定する市場デリバティブ取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第五号において「金融商品取引業者」という。）又は同法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

四 省 略

五 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同法第二十二項第

四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。以下この条において同じ

。）の取得をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ 当該有価証券の取得をした者が当該有価証券に表示される権利の行使又は

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 同 上

一・二 同 上

三 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条（定義）に規定する市場デリバティブ取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

四 同 上

放棄をする場合 国内において当該権利の行使又は放棄に関する事務の取扱
いをする金融商品取引業者の営業所の長

ロ 当該有価証券の取得をした者が、当該有価証券の譲渡をし、国内において
その有価証券の譲渡の対価の支払を受ける場合 当該有価証券の譲渡につい
て委託を受けた金融商品取引業者又は当該有価証券の譲渡を受けた法人（
金融商品取引業者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引又は取得をいい、同項に
規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引又は取得の区分に応じ当該各号
に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡をいう。

一・二 省 略

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得 当該有価証
券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各
号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定す
る差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決
済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のう
ち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公
社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第
八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四
条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託
（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証
券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に
規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（
利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについて
は、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十
日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関
する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉
所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日か
ら一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一・九 省 略

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引をいい、同項に規定する
差金等決済とは、当該各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める決済をい
う。

一・二 同 上

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各
号に規定する支払（第十一号に規定する交付及び第十三号に規定する差金等決済
を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）
の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公
社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投
資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定す
る支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配
当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資
信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の
受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払
に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、
償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払
をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第
二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のう
ち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げ
る国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）
に、税務署長に提出しなければならない。

一・九 同 上

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二

十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする者

十一・十二 省 略

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた前条第二項に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

2 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名株式等の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

一 国内においてオープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配につき支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）

二 国内において第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものの支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）

3・4 省 略

（名義人受領の配当所得等の調書）

第二百二十八条 省 略

2 業務に関連して他人のために名義人として第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価（同条第三項に規定する金銭等及び同条第四項に規定する償還金等を含む。以下この項において同じ。）の支払（同条第三項及び第四項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価（第二百二十五条第一項に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

3 省 略

十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者

十一・十二 同 上

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等

2 同 上

一 国内においてオープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配につき支払をする者

二 国内において第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものの支払をする者

3・4 同 上

（名義人受領の配当所得等の調書）

第二百二十八条 同 上

2 業務に関連して他人のために名義人として第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価（同条第三項に規定する金銭等を含む。以下この項において同じ。）の支払（同条第三項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価（第二百二十五条第一項に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

3 同 上

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条—第三条）

第二章 納税義務者（第四条）

第二章の二 連結納税義務者（第四条の二—第四条の五）

第二章の三 法人課税信託（第四条の六—第四条の八）

第三章 課税所得等の範囲等

第一節 課税所得等の範囲（第五条—第十条の二）

第二節 課税所得の範囲の変更等（第十条の三）

第四章 所得の帰属に関する通則（第十一条—第十二条）

第五章 事業年度等（第十三条—第十五条の二）

第六章 納税地（第十六条—第二十条）

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第二十一条）

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則（第二十二条）

第三款 益金の額の計算

第一目 受取配当等（第二十三条—第二十四条）

第二目 資産の評価益（第二十五条）

第三目 還付金等（第二十六条—第二十八条）

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費（第二十九条—第三十二条）

第二目 資産の評価損（第三十三条）

第三目 役員の給与等（第三十四条—第三十六条）

第四目 寄附金（第三十七条）

第五目 租税公課等（第三十八条—第四十一条）

第六目 圧縮記帳（第四十二条—第五十一条）

第七目 引当金（第五十二条—第五十三条）

第七目の二 新株予約権を対価とする費用等（第五十四条）

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第二章の三 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 受取配当等（第二十三条—第二十四条）

第二目 同上

第三目 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第七目の二 同上

第七目の三 不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）

第八目 繰越欠損金（第五十七条―第五十九条）

第九目 契約者配当等（第六十条・第六十条の二）

第十目 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十条の三）

第五款 利益の額又は損失の額の計算

第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）

第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二―第六十一条の四）

第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）

第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）

第四目 外貨建取引の換算等（第六十一条の八―第六十一条の十）

第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）

第六目 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益（第六十一条の十三）

第六款 組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条―第六十二条の九）

第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）

第八款 リース取引（第六十四条の二）

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（第六十四条の四）

第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第六十六条・第六十七条）

第二款 税額控除（第六十八条―第七十条の二）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第七十一条―第七十三条）

第二款 確定申告（第七十四条―第七十五条の二）

第三款 納付（第七十六条・第七十七条）

第七目の三 同上

第八目 同上

第九目 同上

第十目 同上

第五款 同上

第一目 同上

第一目の二 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第十一款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 還付（第七十八条―第八十条）
第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第八十一条）

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）

第二目 受取配当等（第八十一条の四）

第三目 外国税額（第八十一条の五）

第四目 寄附金（第八十一条の六）

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

第七目 連結法人間取引の損益（第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十）

一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四―第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九―第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六―第八十一条の二十八）

第五款 還付（第八十一条の二十九―第八十一条の三十一）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条―第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条―第九十一条）

第三章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第一節 解散の場合の清算所得に対する法人税

第四款 同上

第五款 同上

第一章の二 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第四款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第三目 外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）

第一款 課税標準及びその計算（第九十二条―第九十八条）

第二款 税額の計算（第九十九条―第一百一条）

第三款 申告、納付及び還付（第一百二条―第一百十条）

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第一百十一条―第一百七七条）

第二節 継続等の場合の課税の特例（第一百八条―第一百二十条）

第四章 青色申告（第二百一条―第二百八条）

第五章 更正及び決定（第二百九条―第三百七条）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第三百八条―第四百十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百一条―第四百十二条）

第二節 税額の計算（第四百三条―第四百四条）

第三節 申告、納付及び還付等（第四百五条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百五条の二・第四百五条の三）

第二節 税額の計算（第四百五条の四）

第三節 申告及び納付（第四百五条の五）

第四章 青色申告（第四百六条）

第五章 更正及び決定（第四百七条）

第四編 雑則（第四百八条―第四百八条）

第五編 罰則（第四百九条―第四百六条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四十三 省略

四十四 決定 第十九条（納税地指定の処分取消しがあつた場合の申告等の効力）次編第一章第一節（課税標準及びその計算）及び第三百三十四條の二第四

項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五 四十八 省略

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第四編 同上

第五編 同上

附則

（定義）

第二条 同上

一 四十三 同上

四十四 決定 第十九条（納税地指定の処分取消しがあつた場合の申告等の効力）及び次編第一章第一節（課税標準及びその計算）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五 四十八 同上

(課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用)

第十条の三 特定普通法人(一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。)が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一・二 省略

三 第三百三十四条の二第三項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)

2・3 省略

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 省略

2 省略

3 前二項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額(第二十四条第一項(配当等の額とみなす金額)の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。)の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る基準日(信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日)以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

4・8 省略

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)

第二十三条の二 内国法人が外国子会社(当該内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額となつてい

(課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用)

第十条の三 同上

一・二 同上

2・3 同上

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 同上

2 同上

3 前二項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額(次条第一項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。)の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る基準日(信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日)以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

4・8 同上

の額に算入しない。

2 前項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

4 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により外国法人の株式又は出資の移転が行われた場合における第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額)

第二十四条 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなす。

一六 省 略

2・3 省 略

(資産の評価益の益金不算入等)

第二十五条 省 略

2 省 略

3 内国法人について民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（評価益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわ

(配当等の額とみなす金額)

第二十四条 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、前条第一項第一号に掲げる金額とみなす。

一六 同 上

2・3 同 上

(資産の評価益の益金不算入等)

第二十五条 同 上

2 同 上

3 内国法人について民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（政令で定めるものを除く。）の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属

らず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 省 略

5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細（次項において「評価益明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合（第三十三条第四項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価損がある場合」という。）には、同条第六項に規定する評価損明細（次項において「評価損明細」という。）の記載及び同条第六項に規定する評価損関係書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6・7 省 略

（還付金等の益金不算入）

第二十六条 省 略

2 内国法人が第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない同条に規定する外国源泉税等の額が減額された場合には、その減額された金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

3 内国法人が納付することとなった外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき同条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該内国法人が第六十九条第五項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなった外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなった外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額

する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 同 上

5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細（次項において「評価益明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合（第三十三条第三項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価損がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価損明細（次項において「評価損明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価損関係書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6・7 同 上

（還付金等の益金不算入）

第二十六条 同 上

2 内国法人が第六十九条第一項から第三項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額（第六十九条第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）が減額された場合（当該内国法人が同条第五項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなった外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなった外国法人税の額が減額された場合を含む。以下この項において同じ。）又は当該内国法人が第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち

- された金額のうち第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- 4| 省 略
- 5| 省 略
- 6| 省 略

第二十七条及び第二十八条 削除

- (資産の評価損の損金不算入等)
- 第三十三条 省 略
- 2 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- 3| 同 上
- 4| 同 上
- 5| 同 上

第二十七条 削除

- (法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入)
- 第二十八条 内国法人が各事業年度において第六十九条第八項（外国税額の控除）に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる金額を含む。）につき同条第八項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- (資産の評価損の損金不算入等)
- 第三十三条 同 上
- 2 内国法人の有する資産（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（次項において「預金等」という。）を除く。）につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額（これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合にあつては、その減額した部分の金額）は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 3| 内国法人がその有する資産につき会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例

等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、第一項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4| 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5| 省 略

6| 第四項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

7| 税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

8| 前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等）

第三十九条 省 略

2 第二十四条第一項第三号（解散による残余財産の分配に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされた金額又は信託の終了による信託財産に属

3| 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（預金等その他政令で定める資産を除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4| 同 上

5| 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6| 税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

7| 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等）

第三十九条 同 上

2 第二十四条第一項第三号（解散による残余財産の分配に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされた金額又は信託の終了による信託財産に属

する資産の給付に係る同項第三号に掲げる金額で、同項又は第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかったものがある内国法人が、そのみなされた金額に係る残余財産の分配をした法人又はその信託の信託法第七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者に関し、次に掲げる国税又は地方税を納付し又は納入したことにより生じた損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該国税又は地方税の額が当該益金の額に算入されなかった金額を超える場合は、その損失の額のうちその超える部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

一・二 省 略

（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）

第三十九条の二 内国法人が第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額（以下この条において「剰余金の配当等の額」という。）につき同項の規定の適用を受ける場合（剰余金の配当等の額の計算の基礎とされる金額に対して外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この条において同じ。）が課される場合として政令で定める場合を含む。）には、当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額（剰余金の配当等の額を課税標準として所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎とされる金額を課税標準として課されるものとして政令で定める外国法人税の額をいう。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入）

第五十五条 省 略

2・3 省 略

4 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 罰金及び科料（通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものを含む。）並びに過料

する資産の給付に係る同項第三号に掲げる金額で、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかったものがある内国法人が、そのみなされた金額に係る残余財産の分配をした法人又はその信託の信託法第七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者に関し、次に掲げる国税又は地方税を納付し又は納入したことにより生じた損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該国税又は地方税の額が当該益金の額に算入されなかった金額を超える場合は、その損失の額のうちその超える部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

一・二 同 上

（不正行為等に係る費用等の損金不算入）

第五十五条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 罰金及び科料（通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は科料に相当するものを含む。）並びに過料

二 省略

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金（外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するものを含む。）

四・五 省略

5 省略

（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

第五十九条 内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による更生手続開始の決定があつた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

三 第二十五条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換えをした場合 同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（第三十三条第三項（資産の評価損の損金不算入等）の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控除した金額）

2 内国法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個

二 同上

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

四・五 同上

5 同上

（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

第五十九条 同上

一・二 同上

三 第二十五条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換えをした場合 同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（第三十三条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。）（資産の評価損の損金不算入等）の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控除した金額）

2 同上

別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額（当該合計額がこの項（第三号に掲げる場合に該当する場合には、第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び前条第一項並びにこの項）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

三 第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合 第二十五条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から第三十三条第四項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額

3・4 省略

（特定同族会社の特別税率）

第六十七条 省略

2 省略

3 第一項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第五項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一・二 省略

三 第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額

四 第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に係る部分の金額を除く。）、同条第二項に規定する減額された金額、同条第三項に規定する減額された部分として政令で定める金額、その受け取る附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに同条第六項に規定する還付を受ける金額

一・二 同上

三 第二十五条第三項又は第三十三条第三項の規定の適用を受ける場合 第二十五条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から第三十三条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額

3・4 同上

（特定同族会社の特別税率）

第六十七条 同上

2 同上

3 同上

一・二 同上

三 第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に係る部分の金額を除く。）、同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額、その受け取る附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに同条第五項に規定する還付を受ける金額

五 省略

4 9 省略

(外国税額の控除)

第六十九条 内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第八項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外国法人税の額、内国法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額、内国法人の法人税に關する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に關する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外国法人税の額」という。）を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十一項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十一項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年

四 同上

4 9 同上

(外国税額の控除)

第六十九条 内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合（内国法人が通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額を除く。以下この条において「控除対象外国法人税の額」という。）を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年